

西東京市災害廃棄物処理計画（暫定版）について（説明資料）

本資料では、災害廃棄物処理計画に係る下記２点についてご説明いたします。

- ・第３回審議会でご説明した災害計画から今回の改訂・追加箇所について
- ・これまでの審議会における委員の皆様からのご意見について

※本資料で説明している内容については、計画書内で赤枠を付しております。

※なお、本計画の内容や文字サイズ等については、第５回審議会に提出する際、改めて精査・調整いたします。

■第１章 総則

□第３節 計画の対象

- ・P3：（追加）「２ 対象災害」について、前回は震災及び風水害を対象としていましたが、「富士山噴火」も対象とし、次の審議会では全体的に降灰に関する記載を追加します。

■第２章 災害廃棄物対策体制

□第５節 協力・支援（受援）体制

発災時における災害廃棄物対策について応援要請・支援が迅速に行えるよう、平時より東京都や関係機関等と協力体制を構築し、連携強化を図る必要があります。

- ・P12～P15：（追加）本市のホームページや地域防災計画に基づき、表２－４災害時応援協定（国、都）、表２－５災害時応援協定（自治体等）、表２－６災害時応援協定（民間団体等）を整理しました。
- ・P15：（追加）「４ 広域処理の連携」の内容を追加しました。令和２年４月のごみ処理の相互支援を目的とした「多摩地域ごみ処理広域支援体制」協定により作成しています。
- ・P16：（追加）「５ ボランティアとの連携」の内容を追加しました。

■第３章 計画条件

□第４節 災害廃棄物の処理可能性

- ・P29：（改訂）「３ 仮設中間処理施設の必要性」について、前回は西東京市の災害廃棄物量のみを配慮し、仮設中間処理施設の必要性を検討していました。

災害発生時は3市から災害廃棄物排出が想定され、また処理施設は組合単位のため、今回は、東久留米市と清瀬市を含め、再検討しました。

■第5章 災害廃棄物処理計画

□第1節 災害廃棄物の処理の流れ

- ・P39～P40：(改訂)図5-1～図5-3の小・中・大規模災害時の処理の流れ(例)について、不燃ごみ及び資源物の処理・処分先に組合処理施設を追加しました。

□第2節 災害廃棄物の処理・処分方法

- ・P46～P51：(追加)「6 選別・処理・再資源化・最終処分」、「7 有害廃棄物・処理困難物」を作成しました。

□第3節 処理施設対策

- ・P53～P54：(追加) 発災後も廃棄物の処理を継続できるよう、平時より処理施設の耐震化、浸水対策、不燃堅牢化、非常用電源の確保や、計画的な補修・整備工事の実施、施設の更新等の処理施設対策を整理しました。

□第4節 排出ルール・収集運搬体制

- ・P55～P58：(追加) 仮置場までの避難所ごみや片付けごみ、道路、河川の障害物の除去等に関するそれぞれ排出ルール及び収集運搬体制を整理しました。

■第6章 し尿処理計画

□第1節 し尿収集必要量の推計

- ・P63：(改訂) し尿収集必要量の推計を見直しました。結果としては、し尿収集必要量は130kl/日となりました。見直した箇所は、し尿収集人口となります。避難者数について、前回の避難生活者数26,714人に、今回は疎開者人口14,385人を追加し、合計41,099人とししました。また、前回し尿収集必要人数に含まれていなかった「避難はしていないが断水した人数」を追加しました。

□第2節 し尿の収集運搬体制

- ・P64：(追加)「2 簡易トイレの収集運搬」を記載しています。簡易トイレの収集方法については、家庭や避難所から排出される可燃ごみと混在で排出し、可燃ごみとしてパッカー車による収集とします。

□第3節 し尿の処理・処分方法

- ・P66：（改訂）「2 処理方針」と「3 処理方法」を改訂・追加しました。災害時のし尿処理の基本方針は、清瀬水再生センターとし尿処理施設を用いた処理とします。ただし、処理施設の被害により、稼働できない場合や処理可能量を超える場合は、東京都水道局や他自治体に支援を要請することとします。

□第4節 仮設トイレ

- ・P68：（改訂）仮設トイレ必要基数を見直しました。結果としては、仮設トイレ必要基数は1,531基となりました。見直した箇所は、P60の避難者数増加による仮設トイレ必要人数増加に加え、仮設トイレ設置目安を環境省指針の【78人/基】から、西東京市の地域防災計画で設定された【50人/基】に変更したものです。

■第7章 実効性の確保

□第2節 進行管理

- ・P72：（追加）市内全体の処理状況や人材、資機材、仮置場、処理施設等の状況、業務の達成状況等を把握し、進行管理を行うとともに、都やその他の関係機関、関係団体、民間業者等との連絡を密にします。進行管理するに当たり、把握すべき事項を示しています。
- ・P75：（改訂）「3 相談窓口の開設」において、相談内容例等を追加しています。

■委員の皆様からのご意見について

第1回～第3回審議会で委員の皆様から頂いたご意見・ご質問と、それに対する回答・対応（予定を含む）は以下の通りです。

No.	委員の皆様からのご意見（概要）	回答・対応（予定を含む）
1	【仮置場候補地】 ・災害が発生してから、災害の規模や状況によって災害廃棄物の仮置場を選定することですが、それでは間に合わないと感じます。	・都市公園から仮置場候補地を絞込み、その候補地の配置図を提案として作成しております。 ・本計画に仮置場候補地を明示するかどうか委員の皆様のご意見をいただきたいです。
2	【仮設トイレの必要基数】 ・仮設トイレの設置目安を78人/基と計算していますが、実際には30人/基程度が限度ではないかと思えます。 ・避難者だけではなく、避難していないけれどトイレが使えない人の仮設トイレについてもご検討いただきたいです。	・仮設トイレの設置目安については、西東京市地域防災計画や内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」から、50人/基を採用いたしました。 ・避難所生活者数及び疎開者数を含めて、仮設トイレ必要基数を見直しました。
3	【ボランティアとの連携】 ・社会福祉協議会やボランティアセンターとの連携についても、是非明記していただきたいです。	・P16:「4 ボランティアとの連携」を追加しました。
4	【協力・支援（受援）体制】 ・現時点で支援協力を予定している自治体や協定、既に締結した協定等がありますか。	・P12～P16:第2章第5節に協力・支援（受援）体制を記載しております。